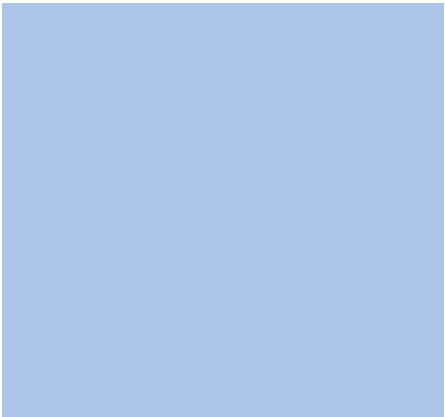
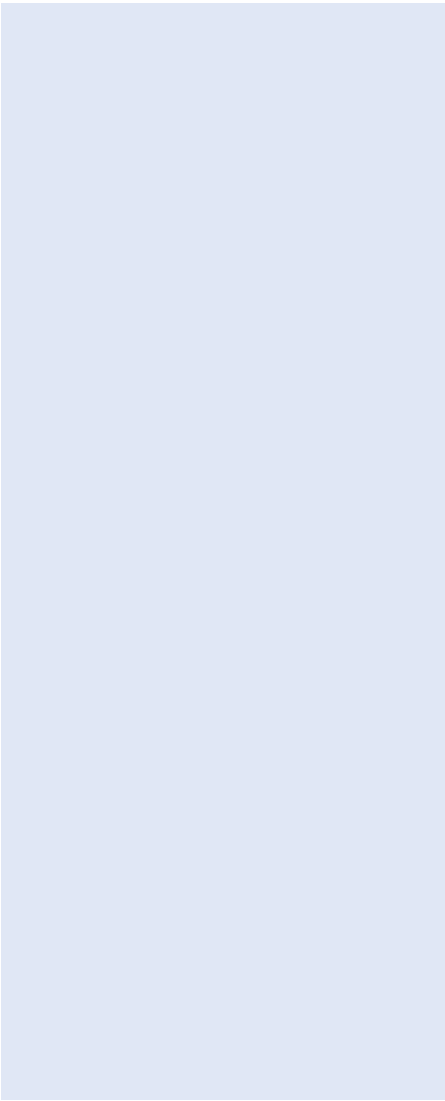




第2編

基本構想



1 基本目標

第1項 目標人口

人口は平成11年を境に減少傾向にあり、平成22年の14,155人から10年後の平成33年には13,000人を割り込むことも予想されます。

今後も少子化の進行が予測される中、住みよい、暮らしやすい環境を整えながら、地域間競争の時代においても優位性を保てる施策の展開により、目標年次における人口は、14,000人と想定します。

第2項 土地利用の目標

本町の総面積は、5,857haであり、この内49.4%を森林が占め、農地19.7%、宅地6.5%、雑種地3.7%、原野・その他20.7%となっています。

土地利用のあり方は、地域の発展と深くかかわっていることを認識し、町民の福祉の増進を基本として、環境、経済や文化などの地域特性、諸条件に配慮し、住みよい生活環境と地域の均衡を保ちながら、長期的、計画的、合理的な利用を図っていきます。

南部山間地域は、森林資源の生産地域であるとともに、水源かん養、自然環境や保健休養といった公益的機能を有しており、これらの機能と地域の特色を生かした土地利用を推進します。

中央丘陵地域、北部平坦地域は、優良農地の保全、農地の遊休化防止対策を図りながら、計画的な幹線道路網整備とともに、沿線土地の住居機能や商工業機能を向上させるため、土地の高度利用を推進します。

第3項 水資源の目標

現在の水利権は、7,807m³/日であり、近年の機器の節水機能向上により安定した供給が確保されています。

今後も、現在の安定した供給を維持するとともに、渇水や自然災害時にも対応できる給配水体制の拡充を推進します。

2 施策の基本方向



第1章 魅力ある元気なまち

「住みたいまち」として、町民の生活を快適なものとし、町の魅力をさらに高めるために基盤整備を進めます。そのためには、地域の特性に応じた基盤整備を推進することが重要です。

地域特性に応じた基盤整備は、周辺環境と調和することを基調としながら、良好な都市環境形成や、地域を結ぶ道路・交通網の整備を進める必要があります。

また、今後社会の成熟化に伴い人口の減少が予測されていますが、急激な人口の減少は、経済を支える人材の不足を招くほか、コミュニティ活動の低迷などによる地域の活力低下などが懸念されます。そのために定住人口を確保するための基盤整備を推進します。

1) にぎわいを生む土地利用

土地は、生活と生産の場であり、現在から将来における町民の諸活動を支える限りある貴重な資源です。土地利用の本来の目的は、住む・働く・学ぶ・憩うといった生活や活動が、安全かつ快適に行われるようにすることにあります。

そのため、町の持つ自然条件を基本として、社会的、経済的及び文化的な諸条件に配慮しつつ、良好な生活環境の確保と、地域の均衡ある発展を図るため、適切かつ合理的な土地利用の実現を総合的、計画的に図っていきます。

2) 魅力ある住環境

地域活力の維持向上を支えるためには、地域活性化の担い手である若年層の定住は欠かせません。定住を促進するために土地開発公社及び民間開発による良質な宅地開発を推進します。

3) 安全な交通環境の整備

高速道路などの恵まれた広域的な幹線道路網を基盤に、これらと連携する補助幹線道路の整備をはじめ、高齢社会に対応した歩道の確保やユニバーサルデザイン等を推進し、人と環境にやさしい安全な交通環境の整備を進めます。また、社会情勢の変化を踏まえ、国、県と連携のもと、都市の骨格を構成する都市計画道路について見直しを図ります。

公共交通については、鉄道利用者の増加とバス路線の確保を図りにぎわいあふれるまちづくりを推進します。

4) 憩いの空間

子どもから高齢者まで幅広い世代が集い、運動や遊びに親しみながらふれあい、心の安らぎが得られる憩いの空間づくりのため、町民参画・協働のもと、公園・緑地の整備と充実を図ります。

5) 安心して暮らせるまち

町民が安心して暮らせる、より安全な町を目指して、国、県と協力して治山・治水整備を積極的に図るとともに、災害に強いまちづくりを推進します。



第2章 元気とにぎわいを生む産業振興



産業の発展は、多様な就業機会を創出し、豊かさと安定した暮らしを支える大きな役割を担っているとともに生活に活力を生み出します。

地域資源を有効活用し、農林業、商工業、観光の多様な連携を強化して、経営の多角化を図る第6次産業を啓発、支援するなど、元気とにぎわいを生む産業の振興を推進します。

1) 安心で信頼され魅力ある農業

農業従事者の高齢化や担い手不足、農産物の輸入自由化や価格競争など、農業を取り巻く環境は厳しい状況が続いていますが、農業の環境への貢献や安全な食の提供が要請されています。

このような中、安全・安心で信頼される食料の供給と食育、地産地消などによる地域農業と農産物の重要性や魅力を広めていきます。さらに顔の見える農業の促進を図り、地域のブランド化による付加価値の高い農産物の生産を推進します。

2) 森林機能を保全する林業

木材価格の低迷から、林業は依然として厳しい状況下におかれています。しかし、国土保全、生態系の保全、水源かん養、地球温暖化防止などを目的に豊かな森づくりが求められています。

こうした森林の公益的機能の維持、増進を図るため適正な森林の整備を進めるとともに学びの場、癒しの場として適した整備を図ります。また、優良材生産を目指した効率的な基盤整備、特用林産物の振興、耕作放棄地の適切な森林再生を図ります。

3) にぎわいあふれる商業

郊外型大型複合店舗ではにぎわいが見られるものの、商業経営者自身の高齢化、地元消費の低下などにより経営環境は一段と厳しさを増し、地元店舗は減少しています。

今後は、地域多様な消費者ニーズに対応できる商業の振興のため、空き地や空き店舗の有効活用、融資制度の活用、観光施策との連携による顧客確保、商品開発や販路拡大支援を推進します。

4) 活力を生む工業

工業振興は、地域経済の活性化や雇用の創出に欠かすことができません。また、少子高齢社会の到来に伴い、労働人口が減少し、女性や高齢者などの能力を活かしていくことが求められています。

今後も工業用地を確保して、企業誘致活動を推進するとともに、既存企業との情報交換や提供に努めながら、融資制度の活用などによる経営の合理化・安定化を支援します。

5) おもてなしの観光

国指定名勝「楽山園」が整備され、観光の大きな拠点となります。楽山園をはじめとしたまちの魅力の効果的なPRの推進とともに町内にある自然、文化、歴史などの地域資源を磨き、もてなしの心で多様な交流人口の受入体制を整えていきます。そして「食」や「体験」での地域産業との連携を図りつつ、回遊性に富む観光施策を推進します。



第3章 住み続けたい生活環境のまち



私たちが生活を営んでいく上で、豊かな自然を守り、育み、快適な生活環境を保全し、“環境と共生する社会”を構築していかなければなりません。

そのため、地球、人、暮らしとあらゆる環境に配慮しながら、すべての町民が住んで良かったと思えるまちづくりに向け、「環境基本計画」の策定を視野に入れた循環型社会の形成、環境への負荷の軽減、環境教育・環境学習など、総合的に取り組む中で、“環境保全の仕組みづくり”とそこに携わる“環境保全の人づくり・地域づくり”を推進します。

1)地球にやさしいまち

将来にわたり、人が暮らし、経済活動が営まれ、社会を継続していくためには、良好な環境を守っていかなければなりません。

そのためには、私たちが協力をして地球温暖化防止に向けた“低炭素社会”の実現やエネルギーの適正利用、自然エネルギーの導入を促進します。

健全な環境を未来に引き継ぐため、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、協働した実践的な取り組みを行い、地球にやさしいまちづくりをめざします。

2)人にやさしいまち

先人が育んできた潤いある川辺や郷土を象徴する山並みは、私たちが快適な生活を営むうえで貴重な源となっています。

この豊かな自然環境を維持し、次世代に引継いでいくために、私たち一人ひとりが環境に対する意識の向上を図り、それぞれの役割に応じた取り組みを行っていくことが求められています。

家庭や産業活動などから出される排水等を適切に処理して、清らかな川、爽やかな空気と山並みを守り、安心して暮らせる人にやさしいまちづくりを推進します。

3)暮らしにやさしいまち

私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会構造のもとで、物質的に豊かな生活を送ってきたため、“もったいない”という意識と行動が薄れてしまい、限りある資源の利活用を再認識することが必要となっています。

そのため、廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、持続可能な循環型社会の形成を図り、暮らしにやさしいまちづくりをめざします。

また、心豊かで安心な暮らしを送るためには、交通事故や犯罪に巻き込まれないよう心掛ける必要があります。お互いを思いやる気持ちを忘れず、平和で安全なまちづくりを推進します。



第4章 共に支え合う地域福祉のまち



日本の少子高齢化は世界に類を見ないほどの速さで進行し、社会保障費の増大だけでなく、生産年齢人口の減少等、産業構造にも影響を及ぼしており、少子高齢化に対応した社会の再生が求められています。本町の人口動態（自然動態）を見ても、ここ数年は毎年100人程度の減少がみられ、少子高齢化対策は喫緊の課題となっています。

町民の誰もが「この町に生まれてよかった、住んでよかった」と思える生活を送るためには、町民一人ひとりが地域を構成する一員であることを自覚し、地域で支え合える社会を造っていかねばなりません。子どもたちが「夢」を持ち、働く世代が「元気」になる、高齢者や障がい者が健康で「安心」して暮らせる社会の実現をめざして、地域福祉のまちづくりを推進します。

1) 安心して子育てのできるまち

女性の社会進出、少子化が急速に進行している中、妊娠・出産・育児に対する不安や負担感の増大、子育てと仕事の両立の難しさが課題となっています。

安心して子どもを産み、育てることができ、また、子どもが明るく健やかに成長することができるよう、相談体制の強化、わかりやすい情報の提供、子育て支援の環境整備、保育サービスの充実を推進します。

2) 高齢者が安心して暮らせるまち

町の高齢化率は平成23年3月末現在で25.2%となっており、今後も出生率の急激な増加が見込めない中、高齢化は相対的に進んでいくことが予想されます。

高齢者が健康で安心して暮らして行くためには、生きがいを持って、住みなれた地域や家庭で自立した生活を送ることが必要です。そこで、高齢者がその

豊富な経験や知恵を活用して、社会参加や社会貢献できる環境づくりに努めます。

また、急速な高齢化に伴う要介護者や認知症高齢者の増大を防止するため、介護予防事業を推進するとともに、適正な医療・介護サービスが受けられるよう、相談体制の充実を図ります。

3) すべての人が支え合うまち

高齢者や障がい者等を取り巻く環境は、少子高齢化の進行や社会情勢の変化などにより大きく変わってきています。このような状況の中、地域交流の重要性を再認識し、地域福祉に対する意識高揚を図り、すべての人が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、保健・医療・福祉分野で連携を取りながら総合的な支援体制の整備と福祉サービスや医療サービスの充実を図り、子どもから高齢者まですべての人が支え合うまちづくりを推進します。

4) 町民みんなで健康づくり

生涯を健康で過ごすためには、町民が自ら健康づくりを行うことが大切です。

そのため町民一人ひとりが自覚を持って主体的に健康づくりに取り組み、積極的に特定健診、がん健診等の各種健診を受けることができる環境づくりを進め、健康の保持増進と発病予防に努めます。

町民が心身ともに健康で長生きできる社会の実現に向け、町民みんなで健康づくりに取り組みます。



第5章 誰もが学び、郷土愛を育むまち



子どもたちの笑顔は、まちを笑顔で包みます。子どもたちの元気なあいさつは、まちの活気を生み出します。基本的な教育の場である家庭と学校や地域が力を合わせて、郷土愛にあふれる子どもたちを育むまちづくりを推進します。

また、誰もが歴史や文化を大切にし、生涯を通じて学習や文化活動、スポーツ活動に取り組み、その知識や技能を活かして、充実した毎日を過ごすことのできるまちづくりを推進します。

1) 生きる力を育む人づくり

生きる力を育む教育を実現するため、教育の原点に立ち返り、基礎・基本を大切に「確かな学力の向上」「豊かな人間性の育成」「健やかな体づくり」を推進します。

このため、魅力ある教育を模索し、学校・家庭・地域の相互協力により、共に生きる喜びを実感できる教育をめざします。

さらに、きめ細かい指導により、質の高い教育を促すとともに、特別支援教育にも目を向け、国際化や情報化に適應できる人材育成などニーズにあった教育を推進します。

また、幼稚園や小中学校の統廃合をはじめ、学校施設や教職員研修体制の充実を図りながら、学校保健の充実にも努め、安全・安心な学校給食や食農教育を推進します。

2) ライフサイクルに応じた生涯学習のまち

多様な学習ニーズに応え、年齢を問わず幅広い世代に個々のライフサイクルに応じた生きがいの持てる学習機会の提供に努めます。

また、自らが人間らしく生きるため、偏見や差別のない社会を目指し、高齢者教育、男女共同参画、青少年健全育成を推進することにより、すべての人権を尊重したまちづくりを推進します。

3) 健康の保持・増進を目指した生涯スポーツのまち

スポーツを通じての健康づくりや地域の活性化のため、生涯スポーツのまちづくりを推進します。

各種の体育団体等を支援し、地域指導者の育成等を通じて、誰もがそれぞれの環境に応じてスポーツが楽しめるよう、気軽に参加できる環境づくりに努めます。

体育施設については、既存施設の維持管理を充実し、より利用しやすい環境を提供していきます。

4) 魅力ある交流のまち

情報通信技術の発展に伴いインターネット等が急速に普及し、暮らしの様々な場面で情報システムが活用され、世界が身近になってきています。

今後は、国際感覚を身につけた人材の育成や国際親善交流はさらに重要なものとなってきます。このため、国際理解学習を進め、町民が国際交流に参加しやすい環境づくりを推進します。

都市交流においては、文化・スポーツ等を通じて心のふれあいや相互の理解と連携を深め、交流人口や定住人口の増進に努めます。

5) 地域性豊かで生きがいを持てる文化推進のまち

文化はその町の個性であり、心の豊かさをもたらし、地域の活性化を図り、さらには町の魅力を高めていく力を持っています。

そのため、質の高い優れた芸術・文化・伝統に触れるとともに、地域で生まれ継承されてきた伝統文化を受け継ぎ発展させながら、地域性豊かで町民が生きがいを持てる文化活動を推進します。

さらに、貴重な文化遺産や歴史資料等の調査研究、保存修復に努め、伝統ある民俗芸能と民俗行事の伝承保護を推進します。

文化財については、町民が誇りと親しみを持てるよう、整備が完了した国指定名勝「楽山園」をはじめとした活用を図ります。

また、周辺に残る貴重な歴史建造物等の保存整備を推進します。

第6章 町民と共に歩む行財政運営



安心して暮らせる住みよい町を実現するためには、地域の課題や住民ニーズに対応したまちづくりを進めることが重要です。

そのため、まちは地方分権による権限委譲や、将来を見据えた財源の確保と経費の節減に努め、地域の特色を生かした個性豊かなまちづくりを推進します。

そして、町民と行政が情報を共有し、信頼関係を築き、町民と共に歩む行財政運営を推進します。

1) 町民参加の行政運営

地方分権の進展や少子高齢化など、行政や地域を取り巻く環境が大きく変化している中、町民の要望を正しく把握し、行政情報をわかりやすく伝えるとともに、町民と行政が情報を共有し、相互理解を深めることにより住民サービスの向上を図ります。

また、「人と人のつながり」や「地域のつながり」を大切にし、相互扶助の役割を基本に、町民参加により誇りの持てる行政運営を推進します。

2) 将来を見据えた健全な財政運営

少子高齢社会の進展や雇用不安により、税収の減少など地方財政を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、限られた予算の中で、いかに効率的・効果的な財政運営を行っていくかが求められています。

そのため、自主財源の確保はもとより、コスト意識と経営感覚を持ち、町民の理解と協力のもと、将来を見据えた健全な財政運営を推進します。

3) 生命(いのち)と暮らしを守るまち

平成23年3月に発生した東日本大震災や福島第一原発の事故は、災害に強いまちづくりの必要性を改めて考える機会となり、町民の防災に対する意識は大きく高まっています。

そのため、町民が安全で安心して暮らせるよう、自助、共助、公助を基本理念とした、災害に備え安全を確保するまちづくりを推進します。

4) 広域連携による行政運営の充実

現在実施している医療や消防、救急、し尿処理など、一つの自治体で対応していくことが困難な事業については、広域的な行政運営を引き続き行っていくことが必要です。

そのため、今後も近隣市町村との連携をさらに強化し、社会環境の変化に対応した、広域連携による行政運営の充実を推進します。

